



令和8年度

SDGs経営促進補助金 循環経済対応型

～ 資源循環経済への対応を支援します。～

申請期間

令和8年9月1日(火)から11月30日(月)まで **随時受付**

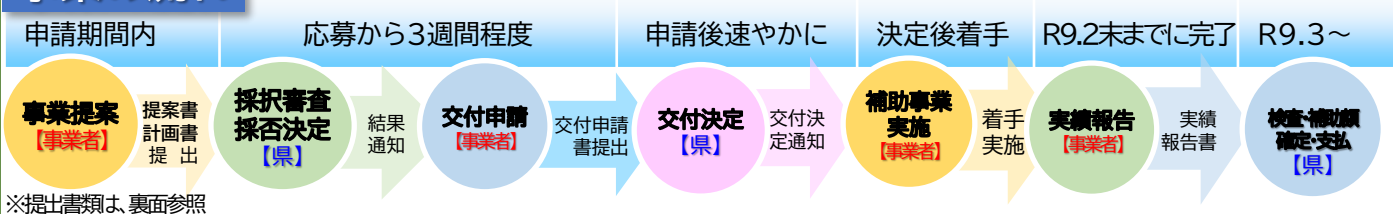
制度概要

※上記期間内であっても、予算に達した段階で受付を終了します。

本格化する資源循環経済への対応に向け自社事業をブラッシュアップする取組を支援

✓ 補助対象者	とっとりSDGs企業認証制度による 認証事業者								
✓ 補助対象事業	<u>とっとりSDGs企業認証の申請内容に位置づけ</u> られた取組のうち、自社事業に係る <u>資源・製品価値の最大化、資源消費量の最小化、廃棄物の発生量の抑止その他の資源循環経済への対応に係る事業</u> ※老朽化によりエネルギー効率が低下した設備に代わり高効率のものを導入する等の単純な設備更新は除きます。								
✓ 対象経費	<table border="1"> <tr> <td>調査費</td><td>実態調査や市場調査、マーケティング戦略構築経費(委託料、謝金・旅費等)</td></tr> <tr> <td>試作・実証費</td><td>試作・実証等に要する経費(機械器具費、原材料費、委託料、外注費、賃借料、消耗品費、産業財産権導入費、専門家謝金・旅費、運搬費 等)</td></tr> <tr> <td>設備導入費</td><td>設備(機械装置、工具器具、備品、システム(DXを含む) 等。ただし、車両を除く。)の導入に要する経費(購入、新增設、改修、リース費用 等)</td></tr> <tr> <td>その他経費</td><td>上記の費目以外に必要と認められる経費</td></tr> </table> ※人件費、消費税・地方消費税、振込手数料等は対象経費から除きます。	調査費	実態調査や市場調査、マーケティング戦略構築経費(委託料、謝金・旅費等)	試作・実証費	試作・実証等に要する経費(機械器具費、原材料費、委託料、外注費、賃借料、消耗品費、産業財産権導入費、専門家謝金・旅費、運搬費 等)	設備導入費	設備(機械装置、工具器具、備品、システム(DXを含む) 等。ただし、車両を除く。)の導入に要する経費(購入、新增設、改修、リース費用 等)	その他経費	上記の費目以外に必要と認められる経費
調査費	実態調査や市場調査、マーケティング戦略構築経費(委託料、謝金・旅費等)								
試作・実証費	試作・実証等に要する経費(機械器具費、原材料費、委託料、外注費、賃借料、消耗品費、産業財産権導入費、専門家謝金・旅費、運搬費 等)								
設備導入費	設備(機械装置、工具器具、備品、システム(DXを含む) 等。ただし、車両を除く。)の導入に要する経費(購入、新增設、改修、リース費用 等)								
その他経費	上記の費目以外に必要と認められる経費								
✓ 補助率	2/3								
✓ 補助上限額	5,000千円(下限額1,500千円)								
✓ 補助対象期間	交付決定の日 ～ 令和9年2月末まで								

事業の流れ



電子申請、郵送又は持参により、補助事業計画書を提出してください。

郵送 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁商工政策課 宛

↓詳しくはこちら(SDGs経営促進補助金専用ホームページ)
<https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm>

電子申請 とっとり電子申請サービス「SDGs経営促進補助金 補助事業計画書」



SDGs経営促進補助金

【お問合せ】鳥取県庁商工労働部商工政策課(担当:片岡)

電話:0857-26-7602 FAX:0857-26-8117 Mail:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

【Q&A】

Q1. 補助制度の前提となる、とっとりSDGs企業認証制度とはどのようなものか？

- A. とっとりSDGs企業認証制度は **社会** **経済** **環境** の3側面での事業活動を県が認証することで、**持続可能な企業経営のきっかけとしていただき、企業の取組みの見える化を図る制度**です。

一般的なSDGsの取組み指標は大企業の取り組むべき内容となっていますが、とっとりSDGs企業認証制度は中小企業で活用しやすいように指標を再構成しています。また認証の有効期限は3年間の更新制としており、1年ごとに進捗状況を点検していただき、取組の進捗状況を報告していただいています。

【認証のメリット】

- 取組・目標を明確にすることで、経営の振り返りや社内での浸透につながります！
- 公的な認証であり、客観的な評価に基づいたSDGsの取組としてPRできます！
- 県による認証企業のPRや取組状況に応じた各種支援を受けられます！

Q2. 補助事業の採択は、どのような観点で行われるのか？

- A. 主に以下のポイントに着目して、審査を行う予定です。なお、事業の実施に必要な適切な期間が確保できないと判断した場合には、補助事業として採択いたしません。

認証申請との関連性	■とっとりSDGs企業認証申請時に掲げた目標達成や2030年の目指す姿の実現に資するものか
具体性・実現性	■取組内容として必要な事項の検討状況 ■取組計画としての熟度、練られ具合 ■実施体制、スケジュール、資金計画等の確実性
事業効果	■資源・製品価値の最大化、資源消費量の最小化又は廃棄物発生量の抑止に対する効果
独自性・経済性	■市場規模や新規性 ■補助事業後における価値向上へのつながり、事業継続の可能性
波及性	■SDGs達成に向けた取組の拡大や発展性、他者への波及の見込み
訴求性	■県外企業からの関心や寄附意欲を喚起する訴求性のある取組であるか

※本補助金では、企業の持続可能性の観点から、**パートナーシップ構築宣言を行う企業に対して、審査において加点措置**があります。同宣言の詳細は、以下のHPをご確認ください。<https://www.biz-partnership.jp/>

Q3. 補助採択後に、どのような支援策が活用できるか？

- A. 補助採択後、企業版ふるさと納税を活用した「鳥取県企業版ふるさと納税タイアップ奨励金」の支給対象者となった場合、別途県からお知らせします。(補助金の自己負担3分の1部分を上限)※HP→ <https://www.pref.tottori.lg.jp/305329.htm>

SDGs経営促進補助金
最大500万円

補助率2/3



企業版ふるさと納税タイアップ奨励金
最大250万円

自己負担1/3部分に充当



最大で自己負担
がゼロに！

【募集概要・応募方法】

受付期間	令和8年9月1日(火)から令和8年11月30日(月)まで
提出書類	➢ 補助事業提案書(様式第1号) ➢ 補助事業計画書(様式第2号の3) ➢ 補助事業収支予算書(様式第3号) ➢ その他添付書類 ※様式はHPに公開中です。 https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm
部数	1部
提出先	鳥取県庁商工労働部商工政策課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220)
提出方法	電子申請、郵送、又は持参

